

鳴沢村公共施設個別施設計画の策定および
公共施設等総合管理計画の改訂業務委託

プロポーザル実施要領



令和8年9月

鳴沢村総務課

1 目的

本要領は、鳴沢村公共施設個別施設計画の策定および公共施設等総合管理計画の改訂業務委託(以下「本業務」という。)の委託において、目的や策定方針を十分に理解したうえで最適な提案を行うことができる業者を募集し、高い技術力や豊富な経験を有する事業者を契約の相手方として特定するために行う公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

本村は、厳しい財政状況の中で公共施設等の老朽化に対応するため、平成28年度に鳴沢村公共施設等総合管理計画(平成29年3月)を策定し、令和3年度には同計画を改訂しながら、公共施設マネジメントに取り組んでいるところである。今後、より一層の人口減少が進むことが予想される中、将来世代に負担を残さないためにも着実に公共施設マネジメントを進めていかなければならない。

本業務ではこのような状況を踏まえ、着実に公共施設マネジメントが進められるように、個別施設の方向性を定め、更新等費用の平準化や縮減に資する「鳴沢村公共施設個別施設計画」を策定する。また、計画同士の整合性に留意しながら、「鳴沢村公共施設等総合管理計画」を改訂することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

鳴沢村公共施設個別施設計画の策定および公共施設等総合管理計画の改訂業務委託

(2) 業務の内容

本要領及び別添「鳴沢村公共施設個別施設計画の策定および公共施設等総合管理計画の改訂業務委託仕様書」に記載のとおり。

(3) 履行期間

本業務における履行期間は次の通り。
契約締結日から令和9年9月30日まで

(4) 提案上限額

提案上限額：9,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

提出する見積書は、提案上限額を超えてはならないものとする。この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

3 担当部署

鳴沢村 総務課 財政・総務係

住所：〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村 1575番地

電話：0555-85-2311(代表) FAX：0555-85-2461(代表)

Email：soumu@vill.narusawa.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる(1)～(10)の資格要件を満たす者とする。

(1) 単独事業者による参加であること。

(2) 公告日現在において、本村の令和7～8年度入札参加有資格者名簿に測量・建設コンサルタント又は物品製造・役務提供として登録されている企業であること。

(3) 過去10年以内に完了した、地方公共団体から単独・元請けとして受託した下記の同種業務実績を全て有する企業であること。

ア 公共施設個別施設計画の策定または改訂の業務

イ 公共施設等総合管理計画の策定または改訂の業務

(4) 企業として情報管理等が十分に確立されている証明として、下記に示す認証を受けている企業であること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS(ISO 27001)

イ 個人情報マネジメントシステム：プライバシーマーク(JIS Q 15001)

(5) 本業務で配置する管理技術者または照査技術者は、下記に示す同種業務実績を保有している

者であること。

ア 同種業務実績：過去10年以内に完了した公共施設個別施設計画の策定・改訂の業務または公共施設等総合管理計画の策定・改訂の業務

- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)。
- (9) 公告日現在において、鳴沢村または山梨県から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (10) 法人税・消費税未納なしの証明書(写し)を提出すること。

5 実施スケジュール

項目	期日	備考
プロポーザルの公募	令和 8 年 9 月 1 4 日(月)	ホームページ掲載
質問書の提出期限	令和 8 年 9 月 2 5 日(金)	午後 5 時必着
参加申込書の提出期限	令和 8 年 9 月 3 0 日(水)	一次審査(資格確認)書類
参加資格確認通知の発送	令和 8 年 1 0 月 5 日(月)	要綱様式第 3 号により通知
質問書に対する回答	令和 8 年 1 0 月 6 日(火)	ホームページ掲載
企画提案書類の提出期限(見積書を含む)	令和 8 年 1 0 月 1 6 日(金)	午後 5 時必着
審査結果通知	令和 8 年 1 1 月 6 日(金)	
優先交渉権者特定、契約協議及び契約締結	令和 8 年 1 1 月中旬予定	

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式第 8 号)により提出すること。

- (1) 提出期限
令和 8 年 9 月 2 5 日(金)午後 5 時(必着)
- (2) 提出先
鳴沢村 総務課 財政・総務係(前記 3 参照)
- (3) 提出方法
電子メールに限る。なお、電子メール送信の際は件名に「鳴沢村公共施設個別施設計画の策定及び公共施設等総合管理計画の改訂 質問書(業者名)」と記載することとし、メール送信後は電話にてメール受信確認をすること。
- (4) 回答方法
令和 8 年 1 0 月 6 日(火)までに鳴沢村公式ホームページ内で公表回答する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加または修正とみなす。

7 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和8年9月30日(水)まで

(受付時間：土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出書類

次の様式によりA4版で印刷した正本1部、正本の写し9部の計10部及び電子データを保存したCD-RまたはDVD-R1枚を提出すること。

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 会社概要(様式第2号)

ウ 同種業務実績調書(様式第3号)

エ 配置予定管理技術者経歴書(様式第4-1号)

配置予定照査技術者経歴書(様式第4-2号)

(3) 提出先

鳴沢村 総務課 財政・総務係(前記3参照)

(4) 提出方法

持参または簡易書留郵便で郵送すること。

8 参加資格の審査及び通知

(1) 選定委員会は、前条の規定により提出された参加申込書類に基づき、参加資格の有無を審査する(一次審査)。

(2) 前号の審査結果は、令和8年10月5日(月)までに、鳴沢村プロポーザル方式実施要綱様式第3号(参加資格審査結果通知書)により通知する。

(3) 参加資格があると認めた者に対しては、前号の通知とあわせて、鳴沢村プロポーザル方式実施要綱様式第4号(プロポーザル関係書類提出要請書)により、次条に定める企画提案書類の提出を求める。

(4) 参加資格がないと認められた者は、次条に定める企画提案書類を提出することができない。

9 企画提案書類の提出

(1) 提出期限

令和8年10月16日(金)まで

(受付時間：土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出書類

前条の規定により参加資格があると認められた者は、次の様式によりA4版で印刷した正本1部、正本の写し9部の計10部及び電子データを保存したCD-RまたはDVD-R1枚を提出すること。

ア 企画提案提出書(様式第5号)

イ 企画提案書(様式第6号)

ウ 見積書(様式第7号)

(3) 提出先

鳴沢村 総務課 財政・総務係(前記3参照)

(4) 提出方法

持参または簡易書留郵便で郵送すること。

(5) 企画提案書類作成要領

企画提案書(様式第6号)は企画提案提出書(様式第5号)を添えて、以下の通り作成す

ること。

ア 企画提案書のページ数は10ページ以内とする。

イ 企画提案提出書はアの枚数に含めない。

ウ 企画提案書にはページ番号を付けること。

エ 本文の文字フォントサイズは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈や注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。

オ 企画提案書の作成にあたっては、様式第6号に記入または独自に作成しても構わないが体裁は順守すること。

カ 企画提案書は日本語で記載すること。

キ 企画提案書には、以下①～⑤を記載すること。

提案項目	内容
① 業務実施方針	仕様書の業務目的・内容を理解し、有効な計画策定につながる業務実施方針が立案されているか。
② 業務実施工程	実現可能で、業務が効率的・効果的に実施できる工程が立案されているか。
③ 特定テーマ1 実行性の高い計画を策定する上での工夫	対策の優先順位を決める考え方が具体的か。 実行に向けたアクションが具体的か。 計画策定後の計画を運用継続できる工夫があるか。 住民への合意形成プロセスの提案が具体的か。
④ 特定テーマ2 劣化調査及び将来更新費用の試算方法	劣化調査方法の客観性・統一性があるか。 将来更新費用の試算方法は妥当か。 物価高騰を踏まえた試算ができていないか。
⑤ その他提案	その他必要に応じて、個別施設計画の策定及び公共施設等総合管理計画改訂において提案すること。

(6) 見積書

見積書（様式第7号）は、本業務に係る合計経費に消費税相当額を含めて提示すること。

10 プレゼンテーション

本プロポーザルでプレゼンテーションは実施しない。

ただし、企画提案書等の提出書類に質問が生じた場合には、企画提案書提出後から随時、事務局から各提案事業者へ質問書を送付することがある。なお、質問のない事業者へは送付しない。

送付した質問書に対する回答書は、速やかに提出すること。

(1) 送付方法

電子メール

(2) 提出先

鳴沢村 総務課 財政・総務係(前記3参照)

(3) 質問期限：

令和8年10月26日(月) 午後5時

(4) 回答期限：

令和8年10月28日(水) 午後5時

11 選考方法

(1) 参加資格の審査（一次審査）は、選定委員会において行う。

(2) 企画提案書類の評価（二次審査）は、選定委員会において、参加資格があると認めた者から提出された企画提案書類を各評価項目による評価基準により評価を行い、優先交渉権者及び次点者を選考する。

12 契約

選定委員会による審査結果に基づき、仕様書及び優先交渉権者の企画提案書類等の記載事項を基本に協議のうえ、提案上限額の範囲内において契約を締結する。

また、特別な理由により優先交渉権者と契約を締結することができない場合は、次点者と契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者と契約の手続を行う。

1 3 プロポーザルに係る留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 企画提案者は、同一事業内容で複数の提案書の提出はできない。
- (3) 辞退する場合、辞退届(様式第9号)を持参または郵送で提出すること。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (5) 次のいずれかに該当した場合、失格または無効とする。
 - ア 「4 参加資格要件」を満たしていない場合
 - イ 提出期限を過ぎて参加申込書類・企画提案書類が提出された場合
 - ウ 本要領に適合しないと認められる場合
 - エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
 - カ 見積額が提案上限額を超えている場合
 - キ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行困難と認められる状態に至った場合
 - ク その他定める手続、方法等を遵守しない場合
- (6) 提出物は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書類等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (8) 提出された企画提案書類等は、事業者選定の目的以外で使用しない。
- (9) 本村から提供する資料以外は、応募者が独自で入手すること。
- (10) この募集に伴い収集した個人情報、本プロポーザルに係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはしない。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、鳴沢村情報公開条例(平成 17 年条例第 11号)に基づき、提出書類を公開することがある。
- (12) 本プロポーザルに要した経費は、全て応募者の負担とする。

別紙 評価基準

提案項目	内容	配点
企業	同種業務実績及び認証	17
配置予定技術者	管理技術者の実績及び資格	6
	照査技術者の実績及び資格	6
取り組み姿勢・実施体制	業務実施方針：村の課題把握、体系の分かりやすさ、実行可能な具体アクションが示されているか	6
	業務実施工程：計画策定の実行可能性（納期までに確実に完了できる工程か）、効率的・効果的な実現性、村との役割分担・検討期間の考慮	10
特定テーマ1 実行性の高い計画を策定する 上での工夫	対策の優先順位を決める考え方が具体的か。 劣化調査結果が出た後、各施設の方向性（長寿命化・改築・廃止等）と実施時期をどのように判断・決定するかのプロセスが提案されているか。 計画策定後の計画を実行継続できる工夫があるか。 総量縮減を図りつつ、住民の生活利便性を下げない工夫があるか。 現状を踏まえ、将来需要を予測し、計画の策定する考えを示されているか。 住民への合意形成プロセスの提案が具体的か。	40
特定テーマ2 劣化調査及び将来更新費用の 試算方法	劣化調査方法の客観性・統一性があるか。 将来更新費用の試算方法は妥当か。 物価高騰を踏まえた試算ができているか。	20
その他候補者による提案	その他提案：その提案によって、本業務の目的がどれだけ高まるか。事業者ならではの技術・ノウハウ・独自のアイデアが盛り込まれているか	20
価格	業務目的を果たすために妥当な金額が提示されているか	15